

合法木材供給事業者認定実施要領

(社) 福岡県木材組合連合会
平成18年8月10日

第一 目的

当実施要領は、社団法人福岡県木材組合連合会が定める「合法木材供給に関する自主的行動規範」(平成18年8月10日作成)(以下 行動規範という)で規定する、会員事業者認定要領の内容を定める。

第二 認定対象

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日 林野庁公表)に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、福岡県木材組合連合会(以下 県木連という)の合法木材供給認定事業者(以下 認定事業者という)として、木材・木材製品の合法性等の証明を行おうとする者(福岡県木材業者登録名簿搭載者)は、当実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 認定申請

- 1 認定事業者の認定を受けようとする者は「合法木材供給事業者認定申請書」(様式一1)を県木連に提出しなければならない。
- 2 1の認定申請の提出には、認定手数料及び年度維持費とともに県木連に提出することを要する。
- 3 県木連は、当要領第四に定める「審査委員会」の結果、認定を受けることができなかった申請者には年度維持費を返納するものとする。

第四 認定審査と結果通知

- 1 県木連は理事長が指名する審査委員会を設け、事業者認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 県木連は審査結果を申請者に通知(様式一2)するものとする。

第五 認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 証明木材・木材製品(以下 合法木材という)とそれ以外の木材・木材製品(以下 非合法木材という)の分別管理が可能な場所を有していること。
- ② 入荷、加工、保管、出荷等の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、加工、保管等に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。
- ⑤ 合法木材の取組責任者が1名以上選任されていること。

第六 認定書交付及び公表

- 1 県木連は認定事業者に対し「合法木材供給事業者認定書」(様式一3)を交付するとともに、認定事業者登録をし、その認定番号、名称、代表者、住所、認定年月日を公表するものとする。
- 2 「合法木材供給業者認定書」の有効期限は3年間とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たり、納品書等に団体認定番号及び合法木材・木材製品であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
(参考様式一1)
- 2 なお、別途証明書作成を要する場合は(様式一4)によるものとする。

第八 実績報告

- 1 認定事業者は、「合法木材取扱実績報告書」(様式一5)により、前年度の取扱実績を毎年5月末までに県木連に報告しなければならないものとする。
- 2 県木連は、認定事業者の報告を取り纏め、全国木材組合連合会に報告しなければならない。

第九 立入検査

- 県木連は、必要に応じて、合法木材・木製品の取扱いが適正であるか否か認定事業者を検査できるものとする。
- 県木連から、検査実施の通知を受けた認定事業者は、検査に要する情報の提示・提出に応じると伴に、立入検査に協力しなければならない。

第十 認定取消

- 1 県木連は、認定事業者次の何れかに該当するときには当該事業者の認定を取消すことができるものとする。
 - ① 当要領第七に規定する証明書記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 当要領第五に規定する認定要件に適合しなくなったとき。
 - ③ 認定事業者から取消申請がなされたとき。
- 2 県木連は、認定事業者の認定取消を行ったときは、「認定取消通知書」(様式一6)を当該事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年10月1日から施行する。